

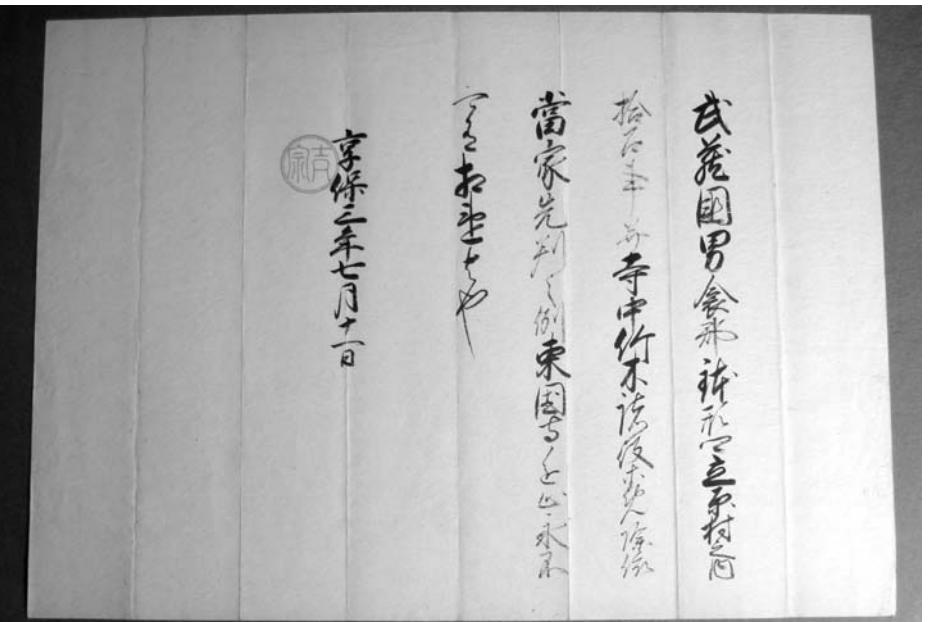
朱印狀から読む

鉢形城歴史館情報



八代將軍吉宗の朱印

歴史の一側面



会期	/3月20日(土)~5月5日(水) ※3月23日(火)、29日(月)、4月5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)は休館日です。
時間	間/午前9時30分~午後4時30分(入館は午後4時まで)
場所	所/鉢形城歴史館企画展示室
入館料	/一般200円、高校・大学生100円、70歳以上・中学生以下・障害者手帳をお持ちの方は無料

展示資料



上の写真は、
豊臣秀吉の禁制
であり、天正十
八（1590）
年四月、豊臣勢
が鉢形城を攻撃
する際に、まだ
北条支配下であ
るにも関わらず
北条氏邦の子息
東国丸の菩提寺
である東国寺に対
して出したもので
す。禁制とは箇条書
きで、軍勢の乱暴狼
藉や物資の徵發などを禁止した文書で

領地給付の継続のため、九寺社に対し各將軍から代替り毎に發給されました（ただし、六代家宣、七代家継および十五代慶喜からは、朱印状は発給されていません）。

ところで、昌国寺には家康から二石分の寺領寄進のための朱印状が出されていますが、この朱印状がもらえる経緯が分かる貴重な資料が残されていますので紹介します。

それは、家康の側近である全阿弥ゼンアミから水野長勝にあてた書状であり、その文面から昌国寺を菩提寺としていた水



徳川家康が東国寺へ発給した朱印状

戦国時代以降、名のある武将は政務法令、軍事などの公的文書に、花押のかわりに頻繁に印章を用いるようになります。そのような文書を総称して印判状といいます。

冒頭に禁制と書かれており、秩序維持のため領国内の寺社や市場などに掲げられたものです。

その後、豊臣勢の攻撃で鉢形城が開城し、豊臣秀吉から関東への領地替えを命じられた徳川家康は翌天正十九（1591）年、寄居町内においては聖天宮（別当・極楽寺）をはじめ正龍寺、東国寺に対し

主な展示資料	禁制
東国寺朱印状	二通
田畠打渡状	一通
淨福寺朱印状	八通
泉立寺朱印状	九通
昌国寺朱印状	十一通
全阿弥書状	一通
西角井家文書	三通
※期間中に展示替えを行ふ予定です。	

主な展示資料

寺社名	聖天宮 (別当・ 極楽寺) (注1)	正龍寺	東国寺	昌国寺	城立寺 (注2)	淨福寺	増善寺	泉立寺	少林寺 (注3)
旧村名	寄居	寄居	立原	赤浜	立原	白岩	立原	今市	末野
拝領 石高	20石	20石	10石	20石	7石	10石	8石	15石 1斗	15石
寄進地	男衾郡 鉢形郷 藤田村 内	男衾郡 鉢形郷 藤田村 内	男衾郡 鉢形郷 立原村 内	男衾郡 赤浜郷 之内	男衾郡 立原村 城立寺 境内	男衾郡 鉢形村 淨福寺 領内	男衾郡 鉢形村 増善寺 境内	男衾郡 高見郷 泉立寺 領内	不詳

注1 聖天宮については、「寛文朱印留」では、「聖天堂」となっています。

注2 城立寺については、明治41年、本庄市内に移転しています。

注3 少林寺については、「新編武藏風土記稿」から作成しました。

野長勝が、朱印状がもらえるように依頼していたこと。さらに朱印状がこの全阿弥の書状とともに、水野長勝に届けられたことなどが書かれています。

この全阿弥とは、寺社政策に大きな力を發揮した人物であることが、各地に残されている文書からうかがえます。江戸時代を通して大切に扱われてきた朱印状ですが、明治新政府になると徳川幕府が出した朱印状等の回収命令が出されます。回収された朱印状の中には新政府の廃棄処分を免れたものもあります。

そのうちの二点を紹介します。発給者の印が塗りつぶされているもの（左の写真上）、上下に切断され、さらに朱印が墨で塗りつぶされたもの（同下）です。

これは回収した新政府の関係者が、切斷することや朱印を墨で塗りつぶすことで、徳川幕府の出した朱印状の効力を徹底的に否定していることがうかがえる貴重な資料です。

町内で御朱印を受けた寺社一覧

